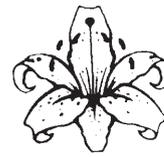


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年7月1日(金曜日)

号外第40号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表 監査の結果により講じた措置について	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第19号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和4年7月1日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 小島健一
同 作山ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和3年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会、人事委員会及び公安委員会を除く71か所（既報告の19か所を除く。）に係る152事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
知事室	令和3年8月30日 (令和3年7月14日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、土地賃貸借契約2件（契約額計10,793,087円）の締結に当たり、貸付料納付に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%と記載していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
政策部総合政策課	令和3年8月30日 (令和3年7月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、知的財産権研修の受講料1件、8,300円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則ほか関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和3年4月27日 (令和3年3月4日、同月5日、同月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電話柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請	不適切事項については、当該用地を取得する際に現地における確認が不十分であったことによるものである。

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇五八円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二二〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

	<p>査)</p>	<p>せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額58,057円のうち11,726円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、用地取得時における管理財産の確認を徹底することにより、適正な財産管理に努めることとした。</p>
<p>神奈川県県央地域県政総合センター</p>	<p>令和3年4月28日及び同年9月10日（令和3年3月11日、同月12日、同月15日及び同月16日職員調査）</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、令和2年11月分飯山白山森林公園の電気料金904円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、携帯電話使用料1件、2,290円を支払期限より後に支払っていた。 2 契約事務において、令和2年度県央地域県政総合センター災害対策広報業務委託契約（契約額990,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 3 財産管理事務において、相模川左岸用水路敷地に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を減額しているものがあった。これにより、令和2年度の使用料1件、40,481円が徴収不足であった。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき令和元年度に多量排出事業者から提出された産業廃棄物処理計画書及び計画実施状況報告書（以下「報告書等」という。）について、受理手続を失念していたものが1件あった。その結果、令和2年3月に環境農政局資源循環推進課が行った令和元年度分の報告書等の公表には当該1件が含まれておらず、その後、事業者からの指摘により未処理であることが判明し、令和2年7月に改めて事務処理を行ったものの、当該1件の公表が3月を超えて遅れることとなった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、電気料金の支払に関する進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、見積合せの省略に関する規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、減免根拠の確認が不十分であったことから、使用料減免基準の適用を誤ったものであり、令和3年7月7日に令和3年度以降の減免を取り消す変更許可を行った。 今後は、このようなことがないように、明確な減免根拠を示すとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく報告書等受理事務については、担当者への業務の集中及び組織内の確認体制の不備によるものである。 今後は、このようなことがないように、業務を平準化し、組織内の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県県西地域県政総合センター</p>	<p>令和3年4月22日（令和3年2月24日から同月26日まで及び同年3月1日職員調査）</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、人材育成担当者実践研修に係るテキスト代1件、3,300円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度伽藍沢調査設計委託業務（公共）の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額（16,071,000円）が187,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（12,848,000円）が154,000円過小であった。 (2) 令和元年度柏木治山工事（公共）の設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、当初設計に引き続き、変更</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、事業課が、テキスト代は研修受講に係る旅費として支給されるものと誤認したため、所属執行担当者への事前連絡がなされたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、研修受講に係る費用のうちテキスト代等は旅費には含まれず、資金前渡が必要であることを所属職員に周知するとともに、研修の受講決定時に費用の内容を複数人で確認し、資金前渡が必要な場合は所属執行担当者へ事前に連絡することにより適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 解析等調査業務費の補正係数の算出条件を誤っていたことについては、変更設計に係る条件変更の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 仮設の敷鉄板の運搬費を誤って積算したことについては、当初及び変更契約に係る設計内容の確認が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>設計においても往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算していたため、変更後の設計額(108,515,000円)が88,000円過小であった。</p> <p>(3) 平成30年度広域農道整備事業米神フジガスタ第2工区工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算するなどしていたため、変更後の設計額(114,728,400円)が194,400円過小であった。その結果、変更後の契約額(104,392,800円)が183,600円過小であった。</p> <p>3 財産管理事務において、電話柱5本及び支線1条に係る使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年9月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額363,037円のうち226,088円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 仮設の敷鉄板の運搬費を誤って積算したことについては、変更契約に係る設計内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、事業者への指導が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業者に対し、用地の境界付近で設置行為を行う際は、土地所有者の確認を適正に行うとともに、県へ行政財産使用許可申請を適切に行うよう指導し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和3年8月31日 (令和3年7月12日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 南玄関前緑地帯高木剪定業務委託契約(契約額550,000円)について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 神奈川県総務事務等業務委託(長期継続契約、契約総額1,912,808,700円、契約期間:令和元年11月1日から令和4年10月31日まで)に係る令和2年3月分の支払額45,980,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、空調自動制御装置保守点検委託契約(契約額12,485,000円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月1日に締結していた。</p> <p>3 歳計外現金事務において、県有建築物等定期点検業務委託料2件、10,569,900円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税1,954,173円を源泉徴収していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 南玄関前緑地帯高木剪定業務委託料の支払遅延については、支払期限に対する確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 神奈川県総務事務等業務委託料の支払遅延については、総務室及び人事課での支払完了に係る確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表の課内共有を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 歳計外現金事務については、個人事業者である受注者を法人と誤認したことによるものであり、令和3年9月22日に修正申告を行い、横浜中税務署に源泉徴収額と不納付加算額を納付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、競争入札参加資格者名簿の事業体区分を執行書類に添付し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
組織人材部人事課	令和3年8月31日 (令和3年7月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、神奈川県総務事務等業務委託(長期継続契約、契約総額1,912,808,700円、契約期間:令和元年11月1日から令和4年10月31日まで)に係る令和2年3月分の支払額45,980,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、総務室及び人事課での支払完了に係る確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財政部税務指導課	令和3年8月31日 (令和3年7月21日)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、法人県民税・</p>	<p>不適切事項については、支払期限の確認が不十分で</p>

	職員調査)	<p>事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告書記載の手引及び申告用紙印刷代1,491,710円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>自動車税管理事務所において、口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対して、特段の必要性が認められないにもかかわらず、振替済みのお知らせとして、領収証書を兼ねた納付済通知書及び納税証明書を送付していた。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)アのとおり)</p>	<p>あったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による執行状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、令和4年度中に納税者に対し周知及び広報を行った上で、令和5年度から納付済通知書等の送付を廃止することとした。</p>
財産経営部財産経営課	令和3年8月31日(令和3年7月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、緊急時等の対応として執行伺票兼支出命令票により予算を執行した、茅ヶ崎ゴルフ場維持管理工事(契約額66,000円)について、起案用紙等を用いて^{あらかじめ}予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、緊急に対応する必要があるときは関係職員と情報共有を図り、必要な手続を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財産経営部施設整備課	令和3年8月31日(令和3年7月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、令和元年度の議員控室改修工事の施工に当たり、改修工事において新たに設置する一部の鋼製建具について、設計図の誤りにより誤った建具が設置されていることを認識していたものの、翌年度に建具の交換工事を行うこととし、本来の工事の目的が達成されていないにもかかわらず、工事が完成したとして工事代金(25,925,900円)を支払っていた。そして、改めて令和2年度に建具の交換工事を行った結果、適正な設計に基づき工事を施工した場合に比べて322,190円の追加費用が発生していた。</p>	<p>不適切事項については、工事監理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による設計図のチェックを徹底するとともに、工程や施工図の確認を行い、工事監理を徹底して適切な工事を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横浜県税事務所	令和3年9月8日(令和3年5月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、147,000円(本税)であった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り3件、147,000円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が71,953円発生していた。</p> <p>2 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器1台(賃借料年額49,500円)について、出納の通知など神奈川県財務規則で定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 税務事務については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことにより出納の通知が、また、物品サブシステムへの登録方法の誤りにより管理に係る手続が、それぞれ行われていなかったものであり、令和3年5月21日に「出納の通知」を行うとともに、会計管理システムで新規物件として修正登録を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則や関連通知の理解の向上を図るとともに、物品登録の際は複数の職員でのチェックを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県戸塚県税事務所	令和3年5月28日(令和3年3月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たな課税資</p>

		件、226,200円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り4件、226,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が116,008円発生していた。	料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県高津 県税事務所	令和3年7月7日 (令和3年4月20日 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、事務室等清掃業務契約(契約額1,224,960円)に係る令和3年1月分の支払額78,430円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 差押車両に係るレッカー代(支出額20,000円)について、緊急時等の対応として執行何票兼支出命令票により執行するに当たり、起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 (2) 差押車両に係るレッカー代(支出額20,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 3 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、131,900円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り4件、131,900円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が81,225円発生していた。 4 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器1台の賃貸借契約(契約額163,680円)について、神奈川県財務規則で定める借用物品台帳への記録を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で支払期限を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 執行何票兼支出命令票により執行するに当たり、起案用紙等を用いて予め方針を伺わずに発注していたことについては、神奈川県財務規則等の関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、今回のようにまれなケースの執行に際しては、事前に処理手順を一通り確認するなどし、必要な手続を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかったことについては、神奈川県財務規則等の関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 税務事務については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 4 物品管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、当該自動体外式除細動器について、令和3年4月26日に会計管理システムの物品サブシステムに登録した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県藤沢 県税事務所	令和3年5月17日 (令和3年2月16日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県藤沢合同庁舎総合清掃業務請負契約(契約額7,615,520円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日に締結していた。	不適切事項については、契約事務に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表の課内共有を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県自動車 税管理事務所	令和3年2月8日及び 同年8月20日(令和 2年12月22日職員 調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 庁舎清掃業務委託契約(本所、横浜駐在事務所、川崎駐在事務所)ほか3件(契約額計11,757,020円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。 (2) 軽自動車税環境性能割申告書受付等業務委託契約(契約額26,537,716円)について、専門的知識等を有する者が特定の一人に限られるとして、当該特定	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 誤って前金払ができる旨の条項を設けていたことについては、契約書の内容確認が不十分であったことによるものであり、契約相手方と令和3年1月15日付けで該当条項を削除する変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 事前公募に当たり、特定の者以外の業務実施可能者の有無を確認するための要件が不適切であったことについては、事前公募方式に係る手続に対する理解が不十分であったことによるものであり、令和3年度の当該契約から業務実施要件のう

		<p>の者を契約予定者とした事前公募方式により受注者を決定するに当たり、公募の参加資格である業務実施要件として、当該特定の者の事業所所在地を執務場所として確保することを求めており、当該特定の者以外の業務実施可能者の有無を確認するための要件として不適切であった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>1 自動車税管理事務所において、本所及び4駐在事務所の庁舎における緑地管理業務委託契約について、本所に係る業務と4駐在事務所に係る業務の2つに分割して契約を締結しており、予定価格がいずれも100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)イのとおり)</p> <p>2 自動車税管理事務所において、本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり)</p>	<p>ち執務場所に係る規定を見直した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事前公募方式に係る手続の正しい理解に努め、厳格な適用を図っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 自動車税管理事務所本所及び4駐在事務所の緑地管理業務を2つに分割して随意契約を行っていたことについては、令和4年度から一括して競争入札により契約を行うこととした。</p> <p>2 自動車税管理事務所本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約を単年度契約とし、一者随意契約を行っていたことについては、令和4年度から長期継続契約に移行し、競争入札を行うこととした。</p>
--	--	---	--

(3) 暮らし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和3年8月2日 (令和3年6月8日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料計792,000円の執行に当たり、翻訳料(660,000円)については「(節) 役員費」、掲載許諾料(132,000円)については「(節) 使用料及び賃借料」とすべきところ、全額を「(節) 委託料」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、防災行政通信網設備移設工事契約(契約額5,500,000円、契約期間:令和2年9月24日から令和3年3月31日まで)の令和3年度への明許繰越しに当たり、契約期間の延長に係る変更契約を年度内に締結していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、節の考え方について改めて整理し、執行科目の理解の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、変更契約期日に係る理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、正しい理解の徹底を図るとともに、情報共有と確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
防災部危機管理防災課	令和3年8月2日 (令和3年6月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、前金払をしたGISオンライン講座の受講料1件、5,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、購入により取得したワイヤレスアンプ備品3点(価格計234,300円)につ</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、前金払においても履行確認が必要であることについて、認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、履行確認日をスケジュールに入力・共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、物品の管理に係る手続が必要であることについて、認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、物品関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による</p>

		いて、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
防災部消防保安課	令和3年8月2日 (令和3年6月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、消防設備士講習業務委託(単価契約、6,160円/申請者)に基づく業務である講習案内の送付について、受講対象者の誤った住所データを受注者に提供したことにより誤送付が2,268件発生したため、当初予定していなかった再送付に係る郵送料193,072円を別途支払っていた。	不適切事項については、住所データの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
くらし安全部 くらし安全交通課	令和3年8月2日 (令和3年6月14日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料計792,000円の執行に当たり、翻訳料(660,000円)については「(節)役務費」、掲載許諾料(132,000円)については「(節)使用料及び賃借料」とすべきところ、全額を「(節)委託料」で執行していた。	不適切事項については、翻訳料等の執行科目についての認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算の執行科目の理解の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合防災センター	令和3年8月26日 (令和3年2月19日職員調査)	(要改善事項) 総合防災センター(以下「センター」という。)において、庁舎機械警備及び巡回警備業務委託契約により、センター及び消防学校の施設について機械警備及び巡回警備を行っているが、上記の契約とは別に警備員による警備業務を委託して行っていることなどから、当該巡回警備を行う特段の必要性は認められないものであった。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)エのとおり)	要改善事項については、機械警備等業務委託契約の内容を見直し、次回の契約(令和5年度)から、巡回警備を行わないこととした。

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
文化課	令和3年8月18日 (令和3年7月1日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、レストラン事業者に対する行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定方法を誤ったことにより、平成28年度から令和元年度まで使用料617,754円を過大に徴収していた。その結果、当該過大徴収分の返還に当たり、還付加算金が31,600円発生していた。	不適切事項については、当該レストランが合築という特殊な施設に入居しており、そうした場合の使用料の算定方法への理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、使用料の算定に当たっては、財産経営課に確認及び助言を求めるとともに、年度更新の際は、改めて使用料を再確認するなどして、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県スポーツセンター	令和3年8月31日 (令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約額55,044,000円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、同運用通知を正しく理解し適正な運用に努めるとともに、より正確な積算を行うことで入札不調を可能な限り防ぐほか、入札執行に当たって十分余裕を持ったスケジュールを組むことで同種の事態に備える等、適正な事務執行に努めることとした。

(5) スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
スポーツ課	令和3年8月18日 (令和3年6月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、土地建物賃貸借契約(契約総額8,169,062円、契約期間:令和2年7月21日から令和4年3月31日まで)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和2年9月14日から遡及して、同年7月21日から契約の効力が生じることとしていた。 2 財産管理事務において、大和市に対する普通財産(大和市営大和スポーツセンター敷地、45,686.48㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料金が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、遡及に係る特例の期間を誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行の際に添付するチェックリストを改定して活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、無償貸付けに関する基準の確認不足によるものであり、令和3年3月30日付けで普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する現行の取扱基準にのっとり、財産経営部長特認による無償貸付けとする処理を行った。 今後は、このようなことがないよう、根拠資料(取扱基準等)の添付及び根拠条文の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立スポーツセンター	令和3年7月27日及び同年9月2日(令和3年3月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、土地建物賃貸借契約に係る収入1件、3,049,345円について、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務使用料で収入していた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和2年6月分の電気料金(2件、2,921,323円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、3,244円を支払っていた。 (2) 令和2年度神奈川県精神障害者スポーツ大会開催事業委託契約ほか1件(契約額計5,969,000円)に係る第2回目の支払額2件、2,984,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、1,274円を支払っていた。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和2年度神奈川県精神障害者スポーツ大会開催事業委託契約ほか1件(契約額計5,969,000円)について、業務完了前に概算払をする契約であるにもかかわらず、誤って業務完了後に支払う旨の条項を設けていた。 (2) スポーটারープ維持管理事業委託契約(契約額11,187,000円)について、芝刈り回数削減等をしていにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。 4 財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年6月に認識したため、不当利得返還請求権に	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年3月17日に科目更正を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図り複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、次のとおりである。 (1) 電気料金の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 委託料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) 契約書の条項の誤りについては、契約書作成時の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 変更契約手続の誤りについては、契約内容変更の都度、契約変更を行うことについての認識がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 4 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的に施設を巡回し組織が一体となって再発防止に努めることにより、適正な事務執行に努めることとした。 5 物品管理事務については、次のとおりである。 (1) 出納の通知を行っていなかったことについては、出納の通知をすることを失念したことによるものである。

		<p>基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額82,236円のうち20,022円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>5 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 借用物品2点(契約額総計2,106,720円)の受入れに当たり、神奈川県財務規則に基づく出納の通知を行っていなかった。</p> <p>(2) 物品管理事務において、令和2年12月2日に購入したレターパックライト70枚、25,900円について、印紙類出納簿へ受入れを記載していなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 印紙類出納簿の記載漏れについては、印紙類出納簿へ記載することを失念したことによるものであり、令和3年3月17日に印紙類出納簿の記載を修正した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
農政部農政課	令和3年8月17日 (令和3年6月24日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないままインフォメーションセンター(売店)(28,590㎡)及び花売店(19,960㎡)が設置されているものがあつた。これにより、令和2年度の使用料2件、356,719円が徴収不足であつた。</p> <p>2 指定管理事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>(1) 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理に当たり、管理施設本館の建築面積(694.43㎡)及び延床面積(1,126.77㎡)について、神奈川県立大船フラワーセンターの管理に関する基本協定書別表にそれぞれ744.36㎡、1,156.77㎡と誤って記載していた。</p> <p>(2) 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理に当たり、県が無償貸与している管理物品のうち消耗品794点について、神奈川県立大船フラワーセンターの管理に関する年度協定書に記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和3年3月8日に使用許可の手続を行い、徴収不足分については同年4月15日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指定管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 神奈川県立大船フラワーセンターの管理に関する基本協定書別表の記載誤りについては、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和3年3月11日に変更協定書を締結し、基本協定書別表の記載を修正した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制の強化や所属内で監査結果の共有を進め、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 神奈川県立大船フラワーセンターの管理に関する年度協定書の記載漏れについては、指定管理者制度における管理物品の考え方を誤認していたことによるものであり、令和3年4月30日に締結した年度協定書に記載が漏れていた消耗品794点を追加した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制の強化や所属内で監査結果の共有を進め、適正な事務執行に努めることとした。</p>
農政部水産課	令和3年8月17日 (令和3年6月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>事務事業の執行において、令和2年度神奈川県漁業就業セミナーに係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者(2名)から徴収する際、当該依頼書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。</p>	<p>不適切事項については、確認体制が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、セミナーの開催要領に適切な口座振込依頼書の様式を規定し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	令和3年7月29日 (令和3年4月20日及び同月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、カシナガルー購入代1件、211,200円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、800円を支払っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、7,812円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、資金前渡による支払事案において、進行管理が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、管理する財産の現状把握が不十分であつたことによるものであり、令和3年6月7日に使用許可を行い、徴収不足分については同年7月21日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理財産の定期的な現状確認を行うことにより、適正な事務執</p>

神奈川県農業技術センター	令和3年9月7日(令和3年4月12日及び同月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 庁舎清掃業務委託契約(当初の入札における契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤って条件付き一般競争入札を実施し、これを取り消した後、当初3年間としていた契約期間を、令和2年4月から6月までの3か月間と同年7月以降に分割し、さらに後者については、同月1日から令和4年3月31日までに期間を短縮した契約(契約総額18,040,000円)とすることとし、予定価格を同政令の規定が適用されない3,000万円未満とすることにより、条件付き一般競争入札を実施して受託者を決定していた。</p> <p>2 庁舎清掃業務委託契約(契約額3,029,400円)について、当初の入札における手続の誤りによりこれを取り消した後、緊急性があるとして実施した随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約により契約を締結していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>農業技術センターにおいて、庁舎内の照明をLED化する工事について、計画的に工事を取りまとめて一括して発注することが可能であったのに、4回にわたり工事の実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が100万円以下であることから、見積合せにより随意契約を行っていた。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)カのとおり)</p>	<p>行に努めることとした。</p> <p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 庁舎清掃業務委託契約について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、契約期間を分割し、予定価格を同政令の規定が適用されない3,000万円未満とすることにより、条件付き一般競争入札を実施して受託者を決定していたことについては、同政令の規定や神奈川県財務規則に対する認識が担当者や所属内で不足していたこと、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、再発防止に向けて所内で事案の共有を図り、入札事務においては担当者及び上司等の複数職員によるチェックを徹底するとともに、オンライン研修等の積極的な受講や会計に関する職場研修を実施して個々の会計知識の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庁舎清掃業務委託契約に当たり、見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約により契約を締結していたことについては、神奈川県財務規則に対する認識が担当者や所属内で不足していたこと、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、再発防止に向けて所内で事案の共有を図り、会計事務においては担当者及び上司等の複数職員によるチェックを徹底するとともに、オンライン研修等の積極的な受講や会計に関する職場研修を実施して個々の会計知識の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、再発防止に向けて所内で事案の共有を図るとともに、今後は、至急修理する必要がある各所管繕工事等になじむ計画的な工事については予め必要な予算を要求していくこととした。</p> <p>また、執行に当たっては契約の競争性及び透明性等を確保した上で、一括して発注するよう改善していくこととした。</p>
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	令和3年9月7日(令和3年4月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和2年5月分の電気料22,157円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯6基が共架されているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年6月10日に使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和3年6月3日(令和3年4月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、1,953円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年7月26日に使用許可を行い、徴収不足分については、同年10月8日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立かながわ農業ア	令和3年4月13日及び同年9月7日(令	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、次のとお</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとお</p>

<p>カデミー</p>	<p>和2年12月22日職員調査</p>	<p>り誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料3件、7,434円が徴収不足であつた。 2 本柱2本及び共架柱2本について、県有地に所在していないにもかかわらず、行政財産の使用許可を行つていた。これにより、令和2年度の本柱及び共架柱に係る使用料4件、12,036円を誤つて徴収してつた。</p>	<p>措置した。 1 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていたことについては、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和3年2月26日に使用許可を行い、徴収不足については、同年3月26日及び同年5月24日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、担当者だけでなく、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 本柱等が県有地に所在していないにもかかわらず、行政財産の使用許可を行つていたことについては、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和3年5月19日に変更許可を行い、誤つて徴収していた使用料については、使用事業者と協議した結果、返還しないことで合意した。 今後は、このようなことがないよう、担当者だけでなく、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県東部漁港事務所</p>	<p>令和3年2月8日(令和2年12月15日及び同月16日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、三崎漁港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に関する業務委託契約(契約額4,001,800円)に基づき、受任者が徴収した利用料金1件、27,500円について、業務委託仕様書に定める納付期限後に指定金融機関に納付されていたため、延滞利息を徴収する場合に該当するにもかかわらず、延滞利息86円を徴収してつなかつた。</p>	<p>不適切事項については、受任者が徴収した利用料金に係る納付状況を把握してつなかつたことによるものであり、令和3年1月26日に延滞利息の調定を行い、同月27日に納付を確認した。 今後は、このようなことがないよう、業務委託仕様書に定める書式を利用料の納付状況等を把握しやすいように改めるとともに、職員間の連携を密にして情報共有を行い、納付状況の把握を行うとともに、組織が一体となつて、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>子どもみらい部次世代育成課</p>	<p>令和3年8月24日(令和3年7月5日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 支出事務において、令和2年度保育実技講習会業務委託に係るプロポーザル審査会の委員謝礼(2名分30,000円)の支払が履行確認後3月を超えて遅れてつた。</p>	<p>不適切事項については、審査会終了後の支払手続を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支払手続について複数名で確認するとともに、進行管理表による支払手続の確認を行うことで、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>子どもみらい部青少年課</p>	<p>令和3年8月24日(令和3年7月6日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、元青少年課神之本台分館歩道補修工事(契約額307,835円)について、施工箇所の変更による契約額の減額に当たり、改めて見積書を徴すべきところ、これをしないまま減額された請求書により支払を行つてつた。 2 財産管理事務において、横須賀市に対する普通財産(青少年会館敷地、2,355.087㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の使用料が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けてつた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、財務規定の理解不足及び進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業担当者が財務規定の理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、平成11年に知事決裁の上、横須賀市と覚書を締結して貸付けを行つているものであるが、減免の適用に当たり財産部長の決裁を受け無償貸付けとしてきたものである。しかしながら、現時点で改めて、制度を所管する財産経営課に確認したところ、当該施設は実費相当額を超えて使用料を徴していることから、貸付けに係る財産を無償で公用又は公共の用に供するときに無償貸付けできる規定を適用して減免することはできないと判断された。 そのため、財産経営課との協議により、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第4条(特例)の規定により、土地の交換を行うまでの間、財産経営部長の承認を得て無償での貸付けとすることとした。 今後、同様の財産貸付事案が発生した場合は、取扱いに疑義が生じない方法を選択するよう、財産主管所属と十分調整することとした。</p>
<p>福祉部高齢福祉課</p>	<p>令和3年8月24日(令和3年7月20日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 支出事務において、交付決定通知書印刷代1件、12,408円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限ま</p>	<p>不適切事項については、急きょ実施した事業であつたため、組織的な進行管理のチェック体制が十分構築されてつなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務執行につ</p>

		でに支払を行っていなかった。	いて、執行書類等を一元保管し、進捗管理表によりチェック体制を一元化することにより再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部障害サービス課	令和3年8月24日 (令和3年7月8日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、横須賀市に対する普通財産(シャローム浦上台敷地、3,249.58㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた。	不適切事項については、関連規定の理解や確認が不十分であったことによるものであり、財産経営課と調整した結果、令和3年度は令和3年3月3日付けで普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第4条第1項を適用し、財産経営部長特認による無償貸付けとした。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央児童相談所	令和3年5月10日 (令和3年2月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平成28年度から令和元年度までの間に調定した児童保護措置費自己負担金及び障害児保護措置費自己負担金に係る過誤納還付金について、処理していないものが9件、75,868円、過誤納があった日から3月を超えて処理していたものが14件、59,230円あり、このうち、1年を超えて処理していたものが13件、52,430円あった。 2 エアコンの修理代ほか1件、24,970円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 還付の遅れについては、進行管理の不備によるものであり、還付処理が未了であった9件については、令和3年4月2日までに還付した。 今後は、このようなことがないよう、収入事務に係る各職員の業務状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支出事務に係る各職員の業務状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚児童相談所	令和3年8月16日 (令和3年3月5日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、衣類乾燥機等の収集運搬・リサイクル料3件、17,930円の執行に当たり、リサイクル料(9,790円)については「(節)委託料」とすべきところ、収集運搬料と併せて全額を「(節)役務費」で執行していた。 2 支出事務において、ゴミ袋ほかの購入代1件、41,719円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年6月4日に支出科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、課員が執行状況を共有することや、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原児童相談所	令和3年6月14日 (令和3年3月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、玩具等の購入(2件、42,268円)に当たり、神奈川県財務規則に反し、見積書を徴していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和3年7月15日 (令和3年4月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、給食調理業務委託に係る令和2年4月分給食食材調達業務の支払額3,148,127円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、800円を支払っていた。 2 物品管理事務において、賃貸借により調達した介護給付費請求システムソフトウェア(契約総額73,920円)について、DVDで納品されたため物品として管理すべきであったにもかかわらず、借用	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、支払予定日の確認方法を誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各職員に支払予定日を会計管理システムで確認し、支払予定日を推定で記載することのないよう周知を図ることで再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、ソフトウェアの賃貸借という意識が強く、ソフトウェアに付随する記録媒体及びマニュアル等を物品として認識する意識が不足していたことによるものであり、令和3年4月16日に借用物品台帳への記録等を行った。 今後は、このようなことがないよう、適用根拠を

		<p>物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>必ず複数の職員で確認することで登録漏れのないようにし、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立おおいそ学園</p>	<p>令和3年9月9日 (令和3年4月14日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 職員から徴収する令和2年2月分給食費の立替収入について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、職員から現金で徴収し、所属の金庫で保管した後、所属の管理課長を納入義務者として調定し、収入していたものが13件、48,482円、所属の金庫に保管したまま調定を行っていなかったものが1件、6,160円あった。 (2) 職員から徴収する令和2年3月分から同年5月分までの給食費の立替収入86件、392,448円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 支出事務において、令和2年11月分水道料金の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったことから、誤った請求額に基づき、1件、62,637円を過大に支払っていた。 3 契約事務において、令和2年度における賄材料の納入契約5件(単価契約、支出額計10,188,822円)のうち1件について、契約書の所在が不明であった。また、残りの4件について、契約締結日の記載がなく、このうち1件は発注者及び受注者の押印がなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、次のとおりである。 (1) 給食費の立替収入の事務処理を誤ったことについては、担当者が、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領について十分に理解していないまま、誤った事務処理を行ったものであり、令和2年3月分以降については同要領に従った事務処理を行っている。また、調定を行っていなかったものについては、令和3年6月23日に収入済みである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を行いながら、同要領に基づいて、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 給食費の立替収入の調定が遅れていたことについては、令和2年2月分以前の是正に係る事務作業に手間取り、結果として調定遅れを生じさせてしまったもので、同年6月分以降は遅延を解消している。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を行い、遅滞なく事務処理を進めることとした。 2 支出事務については、水道料金の通知書に記載されていた金額についての確認が不十分であったことによるものであり、過払い分については、令和3年7月12日に返還された。 今後は、このようなことのないよう、担当者が水道料金の執行状況の概要を予め把握した上で、その都度料金の妥当性について確認後に支出を行うことで、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、年度末・年度始めで業務量が増大する中で、担当者が契約書の收受及び内容について十分確認しないまま例月の支出事務を行ったものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立青少年センター</p>	<p>令和3年8月24日 (令和3年5月26日及び同月27日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、プロミティあつぎ内青少年センター科学部業務委託契約(契約額836,000円)について、令和2年6月分の履行確認が3月を超えて遅れていた。また、同月分から令和2年8月分までの履行確認に当たり、履行確認日を遡っていた。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 空調設備保守業務委託契約ほか1件(契約額計9,460,687円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 (2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約66円/kg、契約期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月15日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。 (3) 清掃業務委託契約(契約額11,616,000円)について、令和2年9月1日からの業務内容変</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、受注者への業務完了報告書及び請求書の提出の連絡を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支払一覧表への入力を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 空調設備保守業務委託ほか1件の一者随意契約については、担当者は、入札不調による随意契約の場合でも見積合せが必要であることを認識していなかったとともに、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約については、契約書作成過程において、遡及条項の有無の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約準備行為を行う契約について遡及条項の有無の一覧表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (3) 清掃業務委託契約の変更契約の遅延については、新型コロナウイルス感染症の影響により清掃業務内容の見直しが必要になった際、担当者が積算業務に不慣れであったことから、契約変更が大</p>

		更に伴う変更契約に当たり、令和2年12月に契約を締結し、契約日を同年9月1日に遡っていた。	幅に遅延したことによるものである。 今後は、変更契約の進行管理を所属で共有し、複雑な業務については複数の職員で協力体制を整えることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相談センター	令和3年5月10日 (令和3年2月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、エアコン更新代101,106円の執行に当たり、既存エアコン取外し料金6,600円については「(節) 需用費」とすべきところ、エアコン購入と併せて「(節) 備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、医療関連業務委託契約ほか1件(契約金額計20,842,800円)について、入札不成立による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、支出科目に関する規定等の理解が不足していたことによるものであり、令和3年3月26日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令等根拠を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立さがみ緑風園	令和3年7月12日 (令和3年1月18日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び乾燥機の収集運搬・リサイクル料68,090円の執行に当たり、収集運搬料30,800円については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。 2 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める現金出納簿への記載を行っていないものが18件、45,900円あった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 庁用自動車運行管理業務委託契約ほか2件(契約額計27,878,400円、契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月3日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。 (2) 冷却塔2号機改修工事(契約額5,889,400円)の入札不調による随意契約に係る見積合せについて、最低制限価格を設けることができないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、本来、最低の見積額(5,060,000円)を提示した業者と契約すべきところ、当該見積額が最低制限価格を下回ったため失格としており、当該業者より見積額の高い業者と契約していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算執行事務については、神奈川県財務規則等の認識が不足していたことによるものであり、令和3年1月19日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、神奈川県財務規則等の認識が不足していたことによるものであり、令和3年1月19日に現金出納簿の記載を修正した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等の理解の向上を図るとともに、現金を領収した際には複数の職員での確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) 庁用自動車運行管理業務委託契約ほか2件の締結に当たり、遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていたことについては、地方自治法施行令及び神奈川県財務規則の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等の理解の向上を図るとともに、遡及条項の必要性や記載について重点的に確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 冷却塔2号機改修工事の見積合せに当たり、最低制限価格を設けることができないにもかかわらず、これを設けていたことについては、地方自治法施行令及び神奈川県財務規則の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、地方自治法施行令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による入札事務の確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立中井やまゆり園	令和3年7月29日 (令和3年4月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備等運転及び保守管理業務委託契約(契約額8,646,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令等根拠を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(8) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

<p>県立病院課</p>	<p>令和 3 年 8 月 20 日 (令和 3 年 7 月 5 日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま郵便ポストが設置されているものがあつた。これにより、令和 2 年度の郵便ポスト設置に係る使用料 1 件、420 円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和 2 年 12 月 1 日に使用許可を行い、徴収不足分については、令和 3 年 1 月 12 日及び令和 4 年 1 月 25 日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>保健医療部医療課</p>	<p>令和 3 年 8 月 20 日 (令和 3 年 7 月 8 日 及び同月 9 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、神奈川県ナースセンター事業委託契約 (契約額 52,881,000 円) について、契約書で定められた参加者徴収金 (157,500 円) の収支計画書及び収支報告書を提出させていなかった。 2 物品管理事務において、公益社団法人神奈川県医師会に貸し付けていた両袖机ほか 13 点 (価格計 1,611,566 円) について、物品処分手続が 3 月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、参加者徴収金についての収支計画書及び収支報告書の提出が必要となることを受託者、県担当者双方が失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、受託者への徴収金の有無の確認を強化するとともに、グループ内の複数の職員で収支計画書の提出についてチェックを行うことにより、再発防止に努めることとした。 2 物品管理事務については、物品処分手続の進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事案ごとにチェックリスト及び進行管理表による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>神奈川県衛生研究所</p>	<p>令和 3 年 5 月 10 日 (令和 3 年 3 月 9 日 及び同月 10 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、薬事 07_液体クロマトグラフ質量分析計保守管理業務委託契約 (契約額 2,966,700 円) の締結に当たり、支払期限までに代金を支払わない場合の遅延利息について規定した条文において、その額の計算に当たり準用することとされている契約書の条項を誤って記載していた。 2 物品管理事務において、購入により取得した分光光度計 (税込価格 1,421,750 円)、リアルタイム PCR 装置 (税込価格 7,526,750 円)、DNA 増幅装置 (税込価格 1,472,900 円)、DNA 解析装置 (税込価格 1,413,500 円) 及び DNA 解析装置 (税込価格 21,419,750 円) について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、民法改正を受けて契約書 (案) の修正を行った際に、修正ミスがあつたものであり、令和 3 年 10 月 18 日に契約書の修正を行った。 今後は、このようなことがないよう、契約書の内容について、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、大量の物品取得がある中で、出納の通知が漏れてしまったものであり、令和 3 年 3 月 10 日に物品の出納に係る手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、物品購入時の手順を管理課内で再確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県平塚保健福祉事務所</p>	<p>令和 3 年 7 月 29 日 (令和 3 年 5 月 11 日 及び同月 12 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。 (1) 自動車の賃貸借契約 (契約額 134,640 円) について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。 (2) 庁用自動車運行管理業務委託契約 (契約額 5,593,368 円) について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯 1 基が共架されているものがあつた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していたことについては、長期継続契約に該当すると誤認し、また、所内のチェック機能が十分に働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約事務の際は、神奈川県財務規則等の根拠を確認し、また、決裁段階においても、チェックを強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、見積合せを省略したことについては、神奈川県財務規則運用通知を誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令等の根拠を確認することにより、適正な執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の状況を十分に把握していなかったことによるものであり、防犯灯の設置者を特定した上で、令和 3 年 10 月 22 日</p>

			に使用許可を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	令和3年7月14日 (令和3年5月24日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業検討会議におけるアドバイザーへの謝礼金(1名分13,000円)について、履行確認が会議終了後3月を超えて遅れていた。 2 歳計外現金事務において、地域食生活対策推進協議会委員謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、17,140円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、謝礼金の履行確認を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係各課で履行確認日の管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 歳計外現金事務については、所得税及び復興特別所得税の納付手続の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係職員全員が事務の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	令和3年7月5日 (令和3年5月24日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年8月分電話料金2,642円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理及び支払日に係る確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理及び支払日の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚看護大学校	令和3年3月18日及び同年9月14日(令和3年2月9日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、令和2年度学生等定期健康診断業務委託契約(単価契約、支出額3,444,931円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。 2 財産管理事務において、平塚市立公民館が主催した事業の用に供するため、平塚市に庁舎会議室を使用させていたにもかかわらず、行政財産の使用許可の手続を行っていなかった。 3 平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により専修学校に実施が義務付けられた学校運営の状況に係る自己評価について、平成19年度に実施した後、平成20年度から平成30年度までの間、長期にわたって実施していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約締結時の組織的な確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、本校では平塚市立公民館との共催と認識していたが、本校と平塚市立公民館の間で、認識に齟齬が生じ、実質的に平塚市立公民館が事業を主催する形態となっていたものである。 今後は、このようなことがないよう、特に外部の団体等と共同で実施する事業については、企画段階で主催者を明確にするとともに、必要な場合は、適切な使用許可、許可に基づく費用の徴収を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 学校運営の状況に係る自己評価を長期にわたって実施していなかったことについては、平成19年度の評価実施後、4年制へ移行するため、カリキュラムを新しく作り上げる作業等があったため、体系的に学校評価を行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。

9) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
産業部産業振興課	令和3年8月31日 (令和3年7月27日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、機械警備業務委託契約(契約総額781,116円)に係る令和2年7月分及び同年8月分の支払額計26,180円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、ネットワーク機器保守管理委託契約(契約額286,000円)に係る令和2年7月分の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期限の2日後に検査を完了していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、履行確認手続に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
中小企業部金融課	令和3年8月31日 (令和3年7月29日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、令和2年度の事業執行に伴い使用する郵便切手	不適切事項については、予算計上額を切手購入量の積算根拠とすることを妥当と判断したことによるもの

		について、総務局長通知に反し、不要不急であるにもかかわらず17,388円分を購入していた。	である。 今後は、このようなことがないよう、積算の根拠を明瞭にして複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部産業人材課	令和3年8月31日 (令和3年7月28日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、受講用端末ほか購入契約(契約額37,899,950円)の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を減額して支払うことにより処理していた。	不適切事項については、予算の執行について、総計予算主義の原則に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算の原則についての正確な理解の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	令和3年1月25日及び同年8月19日(令和2年12月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 庁舎清掃業務契約及び庁舎巡回管理業務委託契約について、令和2年4月1日からの契約開始に向けて入札を実施すべきところ、業務多忙であるとして入札公告を遅らせた上で、それぞれ同月1日から同月10日までの契約(契約額計:273,020円)、同月13日から同月17日までの契約(契約額計:172,700円)及び同月20日から両業務の終期(庁舎清掃業務契約については令和5年3月31日、庁舎巡回管理業務委託契約については令和3年3月31日)までの契約(契約総額計:27,214,000円)の3契約に分割し、前2者については予定価格が50万円未満であることを理由として一者随意契約を締結していた。 2 校内ネットワークシステム運用支援業務委託契約(契約額4,930,200円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月20日に契約を締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 庁舎清掃業務契約及び庁舎巡回管理業務委託契約の入札執行が遅れ、契約を分割して締結したことについては、入札執行及び契約締結までの進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による進行管理を徹底し、複数の職員による確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。 2 校内ネットワークシステム運用支援業務委託契約の締結が遅れたことについては、契約事務に対する認識及び契約締結までの進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を活用することで進行管理を徹底し、複数の職員による確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。

(10) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部県土整備経理課	令和3年7月28日 (令和3年6月11日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、流域下水道事業に係る事務経費負担金の算定を誤っているものがあった。これにより、1件、154,576円が徴収不足であった。	不適切事項については、所属担当者が負担金の算定に当たり、事務経費の一部の計上を失念し、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものであり、徴収不足分については、令和3年7月30日に全額収入した。 今後は、このようなことがないよう、積算表の様式を変更し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
河川下水道部河川課	令和3年7月28日 (令和3年6月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、水防・土砂災害警戒配備用通信端末への気象情報配信業務契約(契約額231,000円)について、契約を締結する前に業務を開始させていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

<p>神奈川県横須賀土木事務所</p>	<p>令和3年1月25日 (令和2年12月2日 から同月4日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、庁舎一般廃棄物収集運搬業務契約(単価契約、概算総価額29,040円)及び古紙回収等処理業務契約(単価契約、概算総価額64,086円)について、いずれも見積書を提出させる前に業務を開始させていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)その2令和2年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)その1合併地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、基地から現地までの搬入及び搬出に要する運搬費を間接調査費に計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(9,361,000円)が66,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(7,955,200円)が56,100円過小であった。 (2) 令和元年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)その3の変更設計額の積算に当たり、草刈りや伐木などの準備費について、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用い、労務費を19,188円過小に計上するなどしていたため、変更後の設計額(84,216,000円)が11,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(74,935,300円)が9,900円過小であった。 (3) 令和元年度交通安全施設補修工事(県単)その1の変更設計額の積算に当たり、歩道橋撤去工及び付帯工について、構造物とりこわしを誤って二重に計上して積算するなどしていたため、変更後の設計額(96,008,000円)が110,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(87,348,800円)が100,100円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに年度当初の契約すべき事務について一覧表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 地質調査機材等の運搬費を間接調査費に計上しなかったことについては、変更設計図書作成過程における、担当職員の積算基準書の理解不足及び積算結果の複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに「チェックリスト(委託)」を当所で作成し、複数職員による確認体制をより徹底するとともに、チェックリスト項目については、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 草刈りや伐木などの準備費に係る設計労務単価を誤ったことについては、変更設計図書作成過程における、担当職員の積算基準書の理解不足及び積算結果の複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに「工事変更設計書チェックリスト」を作成し、複数職員による確認体制をより徹底するとともに、チェックリスト項目については、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 (3) 構造物とりこわしを誤って二重に計上するなどしていたことについては、変更設計図書作成過程における、担当職員の積算基準書の理解不足及び積算結果の複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに「工事変更設計書チェックリスト」を当所で作成し、複数職員による確認体制をより徹底するとともに、チェックリスト項目については、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県藤沢土木事務所</p>	<p>令和3年3月9日 (令和3年1月27日 から同月29日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度FRP船リサイクルシステムに係る産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(契約額831,160円)について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,414円を令和2年度に支払っていた。 (2) 令和2年4月分から同年6月分までの雑誌購読料1件、5,313円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成30年度街路整備工事県単(その3)令和元年度街路整備工事県単(その6)合併の設計額の積算に当たり、当初設計に</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 契約で定められた期限までに支払を行っていなかったことについては、口座名義人の略称が相違したため振込不能となり支払が遅延したものである。 今後は、このようなことがないよう、口座名義人の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかったことについては、請求書の到達状況を複数人で確認できる体制でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、課共用の進行管理表により、請求書の到達状況を複数人で確認し合える体制を取ることで、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 瀝青材料の適用を誤ったことについては、設計書作成過程において、舗装工事で使用する瀝青材料の条件確認が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>引き続き、変更設計においても上層路盤の上層に施工する瀝青材料の適用を誤ったため、変更後の設計額 (150,294,400円) が108,000円過大であった。</p> <p>(2) 令和元年度急傾斜地施設改良工事 (ゼロ県債) (その1) ほか1件の設計額の積算に当たり、準備費の木根等処分費について、当初設計に引き続き、変更設計においても建設木くずの処分費の単価を誤って適用したため、変更後の設計額 (計71,566,000円) が220,000円過大であった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、不適切事項の発生原因と設計書の確認時に留意すべき事項を所内で情報共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 建設木くずの処分費の単価を誤ったことについては、設計書作成過程において、工事により発生する建設木くずの処分費の単価について、設定方法の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、不適切事項の発生原因と設計書の確認時に留意すべき事項を所内で情報共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県東西土木事務所</p>	<p>令和3年3月18日 (令和3年2月1日から同月3日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、側溝清掃業務委託契約に基づく令和2年4月分から同年8月分まで (支払額4,295,236円) の執行に当たり、「(節) 役務費」とすべきところ、「(節) 委託料」で執行していた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,500円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算執行については、チェック体制が機能していなかったことによるものであり、令和3年2月3日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 歳計外現金事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県東西土木事務所小田原土木センター</p>	<p>令和3年3月18日 (令和3年2月4日、同月5日及び同月8日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、根府川駐車場清掃業務委託契約 (契約額1,293,600円) に係る支払7件、785,400円について、契約に定められた請求時期が到来していなかったにもかかわらず、請求を受け支払を行っているものがあった。</p> <p>2 契約事務において、令和2年度河川修繕工事 (県単) その4湖尻水門放流操作設備保守点検業務委託テレメータ放流警報システム保守点検業務委託発動発電機設備精密点検業務委託契約ほか1件 (契約額計13,728,000円) について、入札公告では契約期間の始期を令和2年4月1日としていたにもかかわらず、落札決定の通知が同月2日に遅延したため、入札時の条件と異なり、同日を始期として契約を締結していた。</p> <p>3 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和2年度通常砂防工事 (公共) 当初5号その1地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額 (8,800,000円) が99,000円過大であった。その結果、変更後の契約額 (7,475,600円) が83,600円過大であった。</p> <p>(2) 令和元年度河川改修工事 (県単) その10の変更設計額の積算に当たり、仮設工の仮設進入路について、当初設計に引き続き、変更設計においても敷鉄板賃料の単価を誤って適用したため、変更後の設計額 (計63,580,000円) が143,000円過小であった。</p> <p>(3) 令和元年度河川改修工事 (公共) その3、令和元年度河川修繕工事 (県単) その55、令和元</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、人事異動に伴う担当者間の引継ぎが不十分であったこと及び所内における契約内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 工事事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 解析等調査業務費に係る補正係数の算出条件を誤ったことについては、変更設計に係る積算内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 仮設進入路の敷鉄板賃料の単価を誤ったことについては、当初及び変更設計に係る積算内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 既設床固取壊し工における廃材処理料を過大に計上するなどしていたことについては、変更設計に係る積算内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 歳計外現金事務については、担当者が手続を失念したこと及び所内における進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員へ指導するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>年度河川修繕工事(県単)明許繰越その2合併の変更設計額の積算に当たり、根固め工で実施した根固めブロック工の既設床固取壊し工について、廃材処理料を361,050円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額(68,189,000円)が572,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(60,663,900円)が509,300円過大であった。</p> <p>4 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,100円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和3年7月12日(令和3年3月11日及び同月12日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額10,967,440円)に係る委託対象自動車のリース契約を解除するなどしたにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。</p> <p>(2) 液晶プロジェクター賃貸借契約(契約額6,204円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。</p> <p>2 工事事務において、令和元年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)104-2地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(7,084,000円)が286,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(6,020,300円)が243,100円過小であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 契約の変更を行っていなかったことについては、リース契約解除に係る契約変更の手続が必要なのは認識していたものの、事務処理を失念したことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約書に遅延利息の率を記載していなかったことについては、契約書案の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、変更設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、解析等調査業務費の積算を誤り設計額が過小となったものである。今後は、このようなことがないよう、歩掛説明会に参加し、最新の積算条件を常に把握するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和3年5月21日(令和3年3月9日及び同月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、令和元年度水防情報基盤緊急整備工事(県単)その3の設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算していたため、変更後の設計額(61,259,000円)が209,000円過小であった。</p>	<p>不適切事項については、設計書及び変更設計書作成過程において、適用歩掛の内容確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないよう、既存の設計図書の審査に係るチェックリストを活用し、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県流域下水道整備事務所	令和3年4月19日(令和3年3月3日及び同月4日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、公用車の購入2件、3,145,168円の執行に当たり、入札、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁により行うこととしていたにもかかわらず、そのために必要となる神奈川県財務規則及び神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づく事務事業の指定を受けていなかった。</p> <p>2 契約事務において、公用車の購入契約(契約額1,235,168円)の締結に当たり、購入費の一部である自動車リサイクルに係る資金管理料金290円について、課税取引とすべきところ、誤って不課税取引としたため、契約書に記載する消費税額及び地方消費税額が26円過</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、公用車購入の執行権限に係る神奈川県財務規則及び神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定の認識が不足していたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員で関係規定の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、落札時に受注者から提出された内訳書の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年4月7日に支出更正を行い、仕訳額を修正した。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		小であった。また、会計事務処理において、「(節)車両運搬具」の金額を26円過大に計上しており、「(節)消費税及び地方消費税仮払金」を同額過小に計上していた。	
神奈川県住宅 営繕事務所	令和3年8月5日 (令和3年5月27日、 同月28日及び同月31 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、県営住宅駐車場の使用料及び保証金に係る還付金のうち、平成30年度から令和元年度までの間に振込不能となった24件、297,664円について、還付処理が1年を超えて遅れていた。	不適切事項については、組織的な進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに処理状況を記録する一覧表を作成し、これを幹部職員が定期的に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(11) 会計局

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
調達課	令和3年7月19日 (令和3年6月11日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和2年度上半期複写用紙(横浜北)単価契約ほか7件(概算総価額計77,052,613円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則やその元である政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、正しい率で契約を締結することを課内で周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(12) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	令和3年7月21日及び 同年9月10日(令和 3年5月20日職員 調査)	(不適切事項) 契約事務において、収納データ作成業務委託契約ほか2件(単価契約、概算総価額計36,996,000円)及び上下水道料金管理システム等運用業務委託契約ほか2件(契約額計252,208,000円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、企業局総務部長通知に基づき新年度開始後速やかに契約すべきところ、いずれも5月に締結していた。	不適切事項については、契約締結の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、既存の進行管理表に契約締結状況を反映し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
財務部財産管理課	令和3年7月21日及び 同年9月10日(令和 3年5月18日職員 調査)	(不適切事項) 文書の管理において、保存期間満了前の文書及び保存期間が満了し公文書館へ引き渡すべき文書を大量に廃棄していた。	不適切事項については、文書の管理において、保存期間満了後の文書は廃棄してもよいものと誤認したことに加え、保存文書と廃棄文書の選別を誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関連規定に基づいた文書管理を徹底するとともに、職員に対して文書事務研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業 庁厚木水道営業所	令和3年5月17日 (令和3年2月17日 及び同月18日職員 調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、道路掘削許可に係る路面復旧監督事務費10件、55,216円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、令和2年度漏水対策業務委託契約9件(単価契約、支出額50,954,090円)に係る業務委託従事者証明書について、漏水対策業務委託等実施要領に定める様式により受注者に交付すべきところ、有効期限の記載がない誤った様式により交付していた。 3 工事事務において、企厚第9号厚木市中町3丁目8番付近配水管改良工事(概数設計)の施工に当たり、厚木市内での水道管の埋設	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、納付期限の管理や複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員が定期的に進行管理表で納付期限を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、漏水対策業務委託等実施要領の様式変更について、担当者の理解や複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務委託従事者証明書の作成時には、様式を複数職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 工事事務については、工期延長に伴う道路占用等許可の延長申請を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、道路占用等

		<p>工事について、道路占用等許可書に記載の工事期間内での工事完了が困難となったにもかかわらず、道路法及び厚木市道路占用規則に反し、道路占用の変更が許可されるまでの間、許可期間を超えて工事を行っていた。</p> <p>4 財産管理事務において、企業庁用地の電話柱1本に係る行政資産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額81,288円のうち54,112円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>許可の整理簿に許可期間（工事期間）を追加するとともに、課内会議で職員への注意喚起を行うことにより確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 財産管理事務については、行政資産の現状把握が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、行政資産の現状把握を適時、適切に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場</p>	<p>令和3年2月19日及び同年7月7日（令和3年1月12日及び同月13日職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和2年6月分及び同年7月分の淵野辺加圧ポンプ所公共下水道使用料(1,509円)の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和2年8月分の衛星携帯電話料金(5,900円)が支払期限より後に支払われることになった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 谷ヶ原浄水場内周環境整備委託の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても、除草工の処分費に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額(計1,067,000円)が33,000円過大であった。</p> <p>(2) 令和2年度谷ヶ原浄水場脱水ケキ処理業務委託契約(単価契約、概算総価額35,062,500円)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、同政令第11条第1項により随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。</p> <p>(3) 谷ヶ原浄水場排水処理施設運転管理業務委託(単価契約、概算総価額213,229,079円、契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、随意契約を行った場合に同政令第12条及び神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、令和2年度に売却により処分した膜モジュール(帳簿価額362,800円)について、売却時に固定資産台帳から削除するとともに、固定資産売却損1件、202,800円を計上すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、請求書を領収書と誤認したことから7月分の支払が遅れたものである。 今後は、このようなことがないように、支払状況確認表を作成し、複数の職員が支払状況の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 谷ヶ原浄水場内周環境整備委託の積算誤りについては、設計額に係る処分単価を税抜き額と誤認したことにより、消費税等を二重に計上したものである。 今後は、このようなことがないように、設計額を確認する際は、処分単価など積算システムへ手入力するものは、消費税抜きであることの徹底を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 令和2年度谷ヶ原浄水場脱水ケキ処理業務委託契約を随意契約としていたことについては、適用法令の解釈に当たって随意契約ができると誤認したものである。 今後は、このようなことがないように、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件に定める金額以上の契約については、随意契約ができる条項が限られていることを複数職員により確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 谷ヶ原浄水場排水処理施設運転管理業務委託の契約後の公示を行っていなかったことについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の理解不足により同政令の適用を受けない契約であると誤認したものである。 今後は、このようなことがないように、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件に定める金額以上の契約については、随意契約であっても、契約後、契約内容等を公告することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、固定資産管理規程の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、固定資産を売却した際には、必要な会計処理を行うよう複数職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>